

第四十六回国会 衆議院 法務委員會議録 第十七号

法務委員會議録 第十七号

昭和三十九年三月二十四日(火曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君

理事 小島 徹三君

理事 神近 市子君

理事 細道 兼光君

大竹 太郎君

河本 敏夫君

四宮 久吉君

千葉 三郎君

中川 一郎君

石野 久男君

松井 政吉君

横山 利秋君

志賀 義雄君

出席國務大臣

法務 大臣 賀屋 興宜君

出席府委員

(警察) 警視 監 日原 正雄君

(長) 警察庁 刑事局長 小川 清四郎君

(検) (民事局長) 事 平賀 健太君

(検) (刑事局長) 事 竹内 壽平君

(法務事務官) (大園管理局長) 小川 清四郎君

委員外の出席者

大蔵事務官 (国税庁直税課長) 大島 隆夫君

所得課長 大島 隆夫君

専 門 員 櫻井 芳一君

三月二十四日

委員井伊誠一君辞任につき、その補欠として、石野久男君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員石野久男君辞任につき、その補欠として井伊誠一君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十一日

商法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三九号)(予)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二八号)

不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)(參議院送付)

法務行政及び人権擁護に関する件

○濱野委員長 これより會議を開きます。刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前同に引き続き質疑を行ないます。坂本泰良君。

「不動産が先だ」と呼び、その他発言する者あり

○濱野委員長 坂本君、質疑を願います。坂本君、約束どおり質疑してください。坂本君。

○坂本委員 先般来、刑法の一部改正、いわゆる身のしる金、營利の目的をもちというこの刑法を改正する、改正するというのは、新しい条文を設けることになるわけです。そこで私

は、日本刑法の根本問題について大臣にお伺いをしたいのであります。御承知のように、日本刑法はいわゆる目的刑主義であり、主観主義の刑法で教育刑主義であるわけでありました。したがって、その根拠に基づいて日本刑法を見ますと、その特色は、いわゆる牧野博士その他が言われておりますように、法定刑の幅が非常に広い。それは第一には裁判官の、具体的刑事犯につきまして、裁判をするにあたって、そのいろいろの客観的の關係が違いますが、量刑の点について裁判官にまかせて、そういう最も妥当な判決を下す、こういうことにならなければいけません。日本刑法はそれによつてできておられます。このころ、この日本の刑法の基本的体系がこわされておるようにならざるを得ない。それは刑法の一部改正ということで、いわゆる不動産侵奪罪を加えるとか、そのときどきの情勢によつて刑法を追加いたしました。そして、そうして条文をふやして、刑法の改正がここ数年來行なわれております。それは各犯罪について構成要件を新たにこしらへまして、そうしてそれに対する法定刑をきめる、こういうことになつておりました。今度のこの刑法の改正も、いわゆる古展ちゃん誘拐事件その他の犯罪が急にふえたから、それを威嚇するために法定刑をふやし、さらに別な刑法の構成要件の新たな規定をする。こういう傾向にあるわけでありまして、いままでは

裁判所は恐喝罪あるいは營利誘拐罪をもって処断していたのを、今度は、いわゆる身のしる金の問題を中心にして刑法を一条追加して、そうしてそれを無期刑まで法定刑を定める、こういうふうなことになるのであります。これよりもなおさず、やはり応報刑主義の威嚇主義を基本にしているものであつた。そういうふうにならざるを得ない。そこで一番考えなければならぬのは、けさの朝日新聞にも出ておりましたが、古展ちゃん誘拐事件は一カ年かかってまだ犯人がわからない、四十名何がしかの刑事はこれを残して今後捜査に当たるからというふうなことで、これが立ち消えになるんじゃないかと思われ。警察庁のほうから見えてますか。——そこで、私は日本の刑法の基をこわす前に、捜査上の欠陥がある。捜査上の欠陥で犯人があらわれないうことが、今度の刑法の改正のほんとうの目的じゃないかと思つて、捜査の不十分、不熱心、欠陥に基づいて犯人がわからぬ、だから無期懲役まで処する、という新しい法定刑の刑法をつくつて、そうして国民を威嚇する、こういうふうに出ていると思つておられます。いかに法定刑を重くしまして、捜査の欠陥があれば犯人がわからぬ。犯人がわからなかつたら、いかに法定刑の重い刑法をつくりまして、それを処罰することができない。したがって、とりもなおさず、何べんも申しますように、威嚇の目的だけし

かこの刑法の改正は役立たない、こういうふうにならざるを得ないわけであり。法制審議会の會議録を見ましても、無期刑まで引き上げるのはあまりにも威嚇じゃないか、もつとこれを緩和する方法を考えなければ、単に刑法の法定刑だけを引き上げて、威嚇だけではないかぬじゃないか、こういうことになるわけであり。したがって捜査の方面には、このころの治安対策、いわゆる労働運動、大衆運動等には特別隊を組織して非常な訓練をやる、そうして労働争議とか大衆運動に対してはどんどん逮捕して、そうして實際犯罪を犯していない者でも逮捕して捜査を進める、こういうふうなやり方にも階級的にへんばな捜査を進めるから、社会的なこういう身のしる金その他の犯罪がふえると同じ時に巧妙になつてくる。この方面の捜査は少しも進まない。労働運動、社会運動はどんどん組織的に訓練して逮捕している。そして弾圧する。その結果、こういう一般社会犯罪に対する捜査が不十分である。一年もかかって犯人がわからない。すなわち、捜査の欠陥、捜査の不十分を刑法を改正して法定刑を重くしてやろうというのが今度の刑法改正のほんとうの姿じゃないかと私は思う。そういう点について、第一は、日本刑法の目的刑、教育刑主義の体系をこわす、こういう刑法の改正で法定刑のつり上げ、威嚇主義、応報主義をもち、はたして身のしる金その他の犯罪が撲滅できるかどうかとい

うことを非常に疑うのであります。この点に対する大臣の見解と、吉展ちゃん誘拐事件の捜査が一年もかかってまだ犯人がわからない。そういう状態でこの刑法を改正して法定刑を重くしても何ら刑法の目的を達しない、こういうふうな考えますが、警察当局はどうかという見解を持っておられるか、まずこの二つについて承りたい。

○賀屋国務大臣 お答えをいたします。目的刑かどうかというお説でございますが、刑法上のたてまえとして一つの方針のみでいくというわけにはまいらぬと思ひます。結果加重等の配慮をする場合もございます。いろいろな角度から考えなければならぬので、犯罪の性質が悪性であれば刑も重くなるということ、私は当然のことだと思ふのであります。裁判官の裁量の範囲を広くする、これも一つのけっこうな御方針だと思ひますが、しかしながら、犯罪の性質によりまして、法定刑の定め方——一番重い罪にすることもあるということ、日本ばかりでなくどここの法の制にもあることであります。いろいろな角度からきめなければならぬわけでございます。最低限をきめます場合には、威嚇でありませんでも、犯人、犯罪者が更生、選善するためにも、悪質の犯罪につきましては相当の期間が要するという点もあるわけでありませぬ。各種の角度から考えましてきめたわけでございます。決してこれが一つの方針のみで、威嚇的のみに行くのだという立場ではないのでございませぬ。

それからいわゆる吉展ちゃん事件で捜査が思うようにまいりませぬ。長くいつまでもかかる、まことに遺憾な点

でございます。しかし、捜査当局は全力をあげてやっております。お話しのように、この捜査が早く効果をあげるようにむろん考えなければなりません。しかし、そのみによつて悪質な犯罪を刑を軽くしておくというわけにはまいらぬのであります。捜査の点から、すべてが集まりまして目的を達するわけでございます。これのみによつて捜査の欠点を補つていく、さような考えではございませぬので、捜査は全力をつくしてやる、改善すべき点は改善する、刑の法定刑も適当な程度に持つていく、こういう考え方でいって

あるいは刑の法律上における範囲、その一方によつて目的を達するという考へ方ではない次第でございます。捜査も、こういう重大問題につきましては全力をあげ、もっと効果があがるように努力しなければなりませんし、刑の法定刑につきましても、犯罪の性質及びそういうものがひんぱんに行なわれる現状を考えまして、この程度にするという必要を痛感いたしましたわけでございます。いろいろ御議論もございませぬ、中にはこの犯罪の性質から、殺した場合には殺人罪の適用があるわけになつておりますが、これではなくて、むしろこの犯罪としてその場合も考へていいのじやないかという説も聞かれます。もあつたような次第でございませぬ、これはいろいろな点等から見まして、決して重きに過ぎるものじやない、かように考へておる次第でございませぬ。

○日原政府委員 吉展ちゃん事件につきましては、お話しのように一年になんなんといたしますのに、いまだ捜査

のめどがつきませぬ。まことに申しわけなく存じております。この事件の捜査につきましては、当初の捜査につきましても欠陥がございませぬ、またその後の捜査につきましても、いろいろと欠陥があつたのではないかと思ひます。われわれとしては、それらの捜査上の欠陥につきましては十分に反省、検討をいたしまして、完すべきな捜査体制がしけるように努力をしてまいりたいと思ひております。ただ、かような凶悪犯に対しまして、私どもの考え方としては、その法定刑のいかんにかかわらず、捜査上の欠陥は欠陥として反省、検討をしていきたいという考え方でございませぬ。

○坂本委員 本案の提案理由も、法制審議会の刑事法部会の刑事局長の説明も大体同じであります。このすべてを見ましても、犯罪が起る、捜査が十分でない、だからこれくらいならいだらうというので、同一の犯罪がどんな起る。さらに捜査に欠陥がある、捜査によって犯人がわからぬ、こういうのが犯罪がふえる一つの原因になつておると思はれる。そういうような犯罪に対して、法定刑だけを重くして、特別な犯罪構成要件の刑法をつくつても、私は犯罪の撲滅はできないと思ひます。もちろん日本刑法は、憲法上罪刑法定主義をとつておるに、そして法のもとにおいて処罰することになつておる。その範囲内の刑法の規定は、われわれは了承するわけですが、了承しておるその刑法は、先ほど来いろいろ申しましたように、目的刑主義であり、教育刑主義的であつて、そして応報刑主義で、決して犯人を憎んでそれを弾圧するというものであつてはな

らない。これが日本國憲法の罪刑法定主義をとつた心髓であるし、さらにそのもとにおける日本の刑法であると思ふ。ですから、犯罪が起きましたならば迅速果敢な捜査によつて、その犯人を検挙して、その犯人についても、かりに犯罪を犯したからといってだけ責めるだけでなくて、やはりいろいろの原因その他いろいろの情勢があるし、さらにまた犯罪を考えますと、やはりそのときの政治の行き方の悪い点、ことに現在は独占資本によるこの、資本家擁護のための法律、刑法もそういうふうになつておる。そういうふうな刑法の改正もいきつつある。そして労働争議とかその他の憲法上認められた正しい労働運動に対しても、権力をもってこれを弾圧しておる。警察当局はそつちのほうだけに重点を置くものだから、一般刑法の犯罪の検挙ができない。その一つのあらわれが、私はこの身のしる金要求の犯罪となつてあらわれておるのじやないか、こう思ふのです。そういういたしましたならば、いかに刑法を新たに改正して、そして重く罰したところで、決してその犯罪の撲滅にはならない。また重くしたところで、その犯人がわからなかつたら刑法は空文に帰するわけですが、すからまず刑法の規定、いわゆる法定刑と、その法定刑をうまく具体的犯人に適用して、適正公平な判決をくだすのには、その前提として、迅速果敢な捜査に待たなければならぬ。その捜査が階級的に立つて、公安事件その他に重点を置いていく結果、こういう一般犯罪についての検挙がおそかになるし、結局一年もかかって犯人がわからぬ、こういう結果になつておる。そ

ういうことを考えますと、単に刑法を改正して、そして罪刑法定主義のもとにおける日本刑法の体系をくずす、こういうことになると思ふ。近くまた審議する暴力行為の改正も、やはり同じ経路をたどつて、そして幾らでも犯罪をふやしていく、常習犯をふやし、その他の犯罪をふやし、さらに法定刑の最低を引き上げ重く罰する。そして公安事件については、どんどん捜査を進めて間違つた捜査をやる。犯人でない者を検挙したりなんかする。一方には一年かかつても犯人がわからずに、そして社会不安を生じたから新たな刑法をつくつて重く罰して、しかも無期懲役に処するというのは、これは応報主義、威嚇主義のあらわれじやないか、こういうふうな思ふわけですが、そういうふうな世界に理想的な刑法を、次々にこま切りに改正して、応報主義、威嚇主義に持つていくという点について、非常に遺憾に存するわけなんです。それが結局また捜査の不手ぎわ、一方的に公安事件のみの捜査に重点を置くから、一般犯罪に対する捜査は軽んぜられて、わからない。こういう結果になるから、この刑法を一部改正しましても、私は、いまのような捜査のいき方では、これは決して犯人を適正公平に処罰して社会防衛の実をあげるといふことは困難ではないかと思ふ。そういう点についての大臣の見解をもう一度承つておきたいと思ひます。

○賀屋国務大臣 いまのおことばの中に独占資本を優遇して扱つておる、そういうことで世間の秩序を保てるか、こういう犯罪を防止できるかというお話であります。また労働運動を弾圧す

る、それはこの法案に全く関係のないことだと思っております。ことに独占資本云々というお話でございますが、ことに戦後はその点はお話と全く逆になっております。大體所得の差にいたしまして、戦前の個人所得などは、その最高は、現在の個人所得は戦前の実質の四分の一くらいに下がっております。日本には金持ちがなくなつたと言つてもいいような状態だと思つておられます。それから所得の各層の分布を見ましても、最低所得層の平均が、戦前に戦前より非常に接近してございまして、これまた貧富の懸隔が非常に接近してきて、格差が少なくなつたといふことは、私はいま数字を持っておりませんが、数字が明瞭に示してございまして、いまの個人の最高所得にしまして、戦前の最高所得者は日本では、四百倍に貨幣価値を換算いたしますと一年に約十六億圓、いまは最高の者が三億圓余り、むしろ小粒になりました。それから国民所得などを見ましても、大體中産階級、中々らしいところ、五十万圓から百万圓くらいの所得のところ、非常に人数がふえておりました、所得総額もふえておりました。その上下が非常に減つておるといふのが実情でございます。大勢ではむしろお示しのことと逆だと思つてございまして、先日も国会におきまして御質問がございまして、私は社会保障に熱心であるが、それが何ゆゑに政策減税、地方減税などをやるか、矛盾ではないかという御質問が、ある委員からございまして、それなどは全く考え方がわれわれは逆なんぞございまして、私どもは、この全体の國民の生活改善をどうしてやるかというためには、一

方においては配分を公正にすると同様に、一方におきましては國民所得の総額をふやしまして、配分資源をふやすという同時に着眼をしておるわけでございます。これは一方的に配分ののみ片寄りまして、いわゆる貧乏の分け合ひで、いかに公平であつてもそれは貧しい生活の公平になる。そして之しきを憂へずひとしからざるを憂へようというが、之しきを憂へ、ひとしからざるも憂へようというのがわれわれの立場でございます。それでいわゆる政策減税というのは、結局日本の國民所得の総額をふやし、そのために産業経済の興隆をはかるためには、日本といつたしましては資本の蓄積が重大である。また輸出貿易を盛んにして、必要な原料資源、食糧等を輸入しなければならぬ、そのための金融でございますから、そういう意味におきまして日本の所得総額をふやすためにわれわれは政策減税をやつた。これは今日ばかりが政治の目的じゃない。将来の日本をよくするのためのいわゆる庶民階級にうんと所得をふやすためにわれわれはやつておる。玉つきでいへば、玉を直接ねらうにあらずして、台をねらつてはね返りで玉の当たることをねらつておるのであります、その考え方は全く独占資本に奉仕じゃない、あるいは巨額資本をむしろ利用していると思つていいのだと思つてございまして、

そういう考え方をいたしてございまして、こういう立法をするときに、むしろ社会状態を経済的にはよくする、現に犯罪も非常に日本にふえておると申しますが、ふえておるのは交通犯罪で、次は暴力犯罪、窃盗や詐欺やそういう財物犯罪はもとから見れば三〇%も減つておるのでございまして、むしろ経済生活はよくなつたから犯罪が減つておる、こう言つてよろしいと思つた次第でございます。また、暴力行為に關しまして法律の御審議をお願いいたしてございまして、これなども全然労働運動を弾圧するなんという考えはございませぬし、また、その労働運動の際に起こりました暴力行為は、これは処罰しなければなりません、これも数字からいまして、そういう際におきまして、幸いそういう際に起こつていないのでございまして、今回の改正のときは全然それは縁のない純然たるいわゆる町の暴力を目的とした御了解をお願いしたいと思つてございまして、

なほ、そのほか刑事政策の面につきましては、先ほど申し上げたのでありますが、なほ補足すべき点がございますが、政府委員より申し上げることにいたします。○竹内(警)政府委員 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。疑につままして、一、二氣のつきまじりた点をお答えさせていただきます。日本の刑法が主観主義刑法のもとでまことに幅の広い法定刑を持った理想的なものであるというお話がございまして、今回の改正が、その法定刑の幅を狭めたという観点に立つての御議論もあつたように思つてございまして、けれども、私どもは、なるほど法定刑が無期、下は三年ということでございますので、この法定刑自身幅の広いものでございまして、安全に被害者を返して

きた、生還させたという場合には必ず減軽をするという、いわゆる減軽規定を置いておるのでございまして、そうなりますと、無期懲役という刑はなくなり、減軽半分になりますので、一年半から十五年ということになります。そういう刑に変わつてくるわけでございます。この点を見ましても、この刑が幅の非常に狭いものだということが言えないのでございまして。先ほど牧野先生のお話もございまして、牧野先生は有名な主観主義刑法学者でございますが、その牧野先生も、立法は妥協であるということをおもひもたせられておられると、私どもは大学で教つた経験がございまして、現にそういうふうな牧野先生自身も日本刑法の解説においてそのことを述べておられます。その後の刑法理論の發展等を見ましても、やはり罪刑法定主義というものをはつきりさせていくためには、ある程度犯罪類型をはつきりしたものにしていこうという必要があると思つてございまして、こういう点から見ましても、この刑法の改正をもつていただいまのようなお考えで御批判をいただきますことは、実は当たらないように思つてございまして、

それからなお、もちろんこの種の犯罪を防遏いたしますためには的確な迅速な捜査と処罰の実現が必要であることは、私も全く同感でございます。遺憾ながら、この種の事件でしばしば犯人不明あるいは生死の不明というような事態がありますことは遺憾でございますけれども、だからといって、それはそれといたしまして、それでは当てはまる刑が適正であるかどうかということとは別問題でございます。本件について考えてみますと、現行の管利誘拐罪という規定ではどうしてこれに対応するだけの法定刑としまして不十分であるのみならず、いま申したような生還を期するというような意味の刑事政策的考慮も施されてない現状でございますので、そういう点を整備いたしまして犯罪の予防に役立てたい。こういう考えでございまして、さらに他意はない次第でございます。

○坂本委員 戦前戦後を通じて権力者の中にあり、資本家の中にあつて見られた日本刑法と、われわれみたように小作百姓のせがれが勉強して日本刑法を見たものとはやはり見方が違ふと思つておられます。これは「刑事法學辭典」を持つてきました。これは私の頭の拡張だと思つておられます。私共はさやかな頭の拡張は辞典だと思つておられます。これに基づいてわれわれみたような一般の働く勤勞大衆の立場からの日本刑法と、大臣が権力者の中にある日本刑法と、同じ刑法であつてもその見方が違ふ。さらにまた、先ほど来私が申しますような捜査の結果もそこから出てくると思つておられる点について、私は、できましたら五日でも一週間でも私の頭の拡張を手がかりとしまして、大臣と今度の刑法の改正を中心とした、目的主義の日本刑法の中でやつていかなければ、國の治安も國家の發展もない、かような考え方が出てきたわけでありまして、またあつて質問をすることにしまして、この程度で打ち切りたいと思つておられます。

○濱野委員長 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○濱野委員長 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○濱野委員長 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○濱野委員長 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○濱野委員長 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○濱野委員長 次に、不動産登記法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前会に引き続き質疑を行ないます。  
○坂本委員 たいへん時間をとりましたから一、二点質問いたしたいと思ひます。

この不動産登記法の改正は、いろいろ専門的に見ましても、やはり現在の社会にあって迅速簡便に、特に登記は国民の財産に対するいわゆる對抗要件であるわけでありまして、憲法上保障された財産権の確保の上において重要であり、それが今度相当の手續上の改正が中心になっておりますが、手續を簡便にする、さらにまた、簡便にするけれども確實を期する、こういう点に努力を払われてこの改正案が出ておるといふことに対してわれわれは了解しているのではないかと。

それで、その中について質問もありませんが、これを省略しまして、このような不動産登記法の改正をいたしまして、さらにまた従来のいわゆる土地台帳の改正等々によりまして、相当法務当局の職員の労働強化になっておることを私たちが痛感しておるわけでございますが、今度の改正によって相当仕事が増えるわけでありまして、土地台帳の改正とあわせて相当ふえると思ひますが、大體従来の職員の数でどれくらい仕事がふえて人員を必要とするか、概略でいいから、その点をまず承っておきたい。

○賀屋国務大臣 法律案の趣旨につきまして御了解をいただきまして、まことに感謝にたえない次第でございます。

大體、本法案は正確性を失わないで迅速に手續を簡便にするということを中心眼にいたしております。手續は、この法律案の結果はいわゆる手間が省ける、仕事量を少なくするということが主眼でございます。具体的にどこがどうかということにつきましては政府委員よりお答えを申し上げます。

○平賀政府委員 ただいま大臣から御説明がございましたように、今回の法律案は、登記所の職員に新たな負担を課するということよりは、従来あまり実益のないことで煩瑣な手續をしておつた関係もございまして、むしろそれを簡素化、合理化することによって主たるわらいでございます。

たとえば、今回の改正案にございませぬ元本並びに利息の弁済期の定め、登記の廃止、いわゆる担保権の手續の簡素化でございますが、共同担保目録を併記の登記を簡素化するとか、その他すべてが事務の簡素化につながるというものでございまして、登記所職員の負担の増加にはなっておりません。決して負担の増加になるものではございませぬで、むしろ負担を軽減する、しかもそれによって登記の正確性、確實性が害されるものではない、そういうことでございます。

○坂本委員 事務の簡素化はいいですが、この登記法の改正によって、それから土地台帳等の新しい制度によって事務が非常にふえておるとは事実です。したがって法改正は定員の増加、それからまた事務の迅速をはかるためには、いわゆる全国にわたる登記所の職員に対してはやはり級別定数の拡大、こういう点について相当の増員を

はかり、考慮をしなければならぬと思ふのですが、そういう点について法務省事務当局は、法改正はしたけれども、それを実施して国民のためになるようにするためには、いまだが申し上げましたような定員の増大、それから級別の関係等々も考慮しなければならぬと思ふはできないと思ふわけですか。その点について事務当局のほうはどういう考えを持っておるか、その点承っておきたいと思ひます。

○賀屋国務大臣 ただいま政府委員より申し上げましたように、この法律案自体では、登記所の事務分量は増加するよりもむしろ減少するくらいでございますが、しかし、いま坂本委員のお話しになりましたように、全体として登記所の事務分量が非常にふえつつある、これは全くお示しのとおりでございます。非常な増加でございます。これに對しては、こういう法律案を出しますのも、元来必要でもございませぬが、事務分量が非常にふえるところであるから、なおさら簡易迅速化ということが大事だ。この法律案を出した気持も、やはり何とか事務分量に対する登記所職員の負担を減したいというのが一つの動機でございます。お話しのように、この法律案が出る、出ないにかかわらず、登記所の人員を大いにふやさなければならぬと私どもも痛感しております。事務当局もきわめて熱心にそれを考えております。今年、三十九年度の子算におきまして、二百人の増員をいたしてございませぬ。二百人ではほんとうは足りないの

でございますが、昨年二百人、その前に、いまちょっと忘れましたが、百人増しましたときもございまして、こ

れは継続的に毎年ふやしていきたい、かように思ふのでございます。しかし、二百人ずつ増しますとそれでいいかといへば、むしろわれわれは足らないと思つておりますが、財政当局のほうにおきましても、ほかのいろいろな政府の仕事におきまして人員の不足のものがずいぶんございまして、まあどこも思うだけの増員ができないというので、そこはやむを得ません、本年も二百人がまんをこした次第でございますが、將來これはできるだけ続けて増してまいりまして、仕事の負担を適正にするように努力を続けたいと思つておる次第でございます。

○坂本委員 全国にわたる登記所の職員は、先般も質問しました税通の、いわゆる税務署に通知する分の事務の増加とか、法改正をしてそれがずっと完全にいきますれば事務の簡素化になるが、それまでは相当の増員がいける。したがって、この法を改正し、それをよく実施するためには、やはり何れもそれを担当する職員が安心して働き、相当の報酬をもらつて、そして働くところにやはり法律の万全の実施ができる、こういうふうな思ふわけです。したがって、全国の登記所の職員に対しては、税通の問題等々で非常に事務がふえていると同時に、臨時雇いが非常に多くて、これが本官にならぬ。こういう点が他の官庁の職員に比して非常に多いと思ふのです。そういう点についても詳しく御質問をした

いと思つたのですが、省略しまして、宿直の問題、定員増の問題、それから級別正の問題等もありますが、この点は他日に譲りまして、ぜひひとつ職員の労働強化にならないように、また

職員に対しては適当な月給をやり、法改正がその職員の手によって完全に実施されていくように要望いたしまして、質問を打ち切りませぬ。

○濱野委員長 田中織之進君。  
○田中(織)委員 二点だけまとめて質問いたします。

簡素化は非常にけっこうだと思ふのですけれども、改正の第一点の抵当権その他担保権の登記で元本及び利息に関する弁済期の定め、登記を今度廃止することになるわけですか。これは私しろうとでありませぬけれども、やはり抵当権、担保権の、この権利の存続期間と切つても切れぬ関係にあると思ふのです。それから、ただ単に抵当権の設定というふうなことではなしに、同時に、たとえば代位弁済というふうなものがついてまいりませぬ関係から、やはり抵当権の実施等との関係でこの期日のことが現実の問題にはなるのではないかと思ふのです。これを廃止した関係から、基本になるたとえば金銭貸借の場合における元金及び利息の弁済期というものと抵当権あるいは担保権の設定期間との関係の問題については、この改正によって不都合を現実には生じないかどうか、この点が一。

第二点は、不動産の合併の場合、合併前の権利の移り変わりを移記することを廃止する、これはその意味からいへば合併後の不動産の登記の簿本等はきわめて簡明になることはわかるのであります。問題は、その不動産合併の問題にあるいは犯罪的なものがある、あるいは錯誤があるとかいうような関係の問題が現実にはあると思ふのです。そういうふうな場合には、合併前のいわゆる権利の移り変わりと

いふか、この点が一。

うようなものは合併後は移記すること  
を廃止はなるわけなのですけれども、  
そのいわゆる不動産の台帳といいま  
すか、そういう関係は、合併前のもの  
はこれは永久保存になるのか、あるい  
は一定の期間があつて合併後の新しい  
ものだけが台帳に記載される、こうい  
うことになるのか。永久保存だとい  
うことになれば、合併に伴うそういうよ  
うな故障が出てまいりました場合に  
は、従来の経過は登記所の備えつけの  
台帳によって調べることができると思  
いますが、最近不動産ブーム等の関係  
から見ても、合併の問題については私必  
ずしも適法でないものが登記をされる  
ケースがなきにしもあらずだと思つた  
で、そういう点についての配慮がこの  
改正にあつてなされたのかどうか。  
この二点についてお伺いをいたした  
と思つた。

○平賀政府委員 第一点の元本並びに  
利息の弁済期の定めを登記をしないこ  
とにいたしました理由につきましては  
は、前回詳細に御答弁申し上げたので  
ございますが、繰り返しますと、現在  
の担保権の登記の運用の実情を見ま  
すと、単一の確定期限を弁済期として定  
めました登記はほとんど実例がないと  
いってもいいくらいでございます。こ  
れは多くは分割弁済になるものでござ  
います。しかも期限の利益の喪失の約  
款がついておきまして、弁済期の定め  
の登記がしてございまして、必ずしも  
実態は登記どおりにはなつていな  
い。分割弁済を一回でも怠ると期限の  
利益を全部について失うというよう  
な約款になっておきまして、たとえ分割  
弁済の定めが登記されておきましても、  
実際はすでに弁済期が到来してお

るかもしれないということに相なるわ  
けでございます。そういう次第であり  
まして、弁済期の定めを登記は、極端  
に申しますと一種の気休めといつても  
よろしいような実情なのでございま  
す。ところが、ただいま申し上げまし  
たように、これが分割弁済の例が非常  
に多うございまして、それからまた期限  
の利益を喪失する事由なんかも、たく  
さん事由が掲げてございまして、そうい  
うのを全部登記いたしますと、登記用  
紙の一枚全部あるいはそれ以上にもわ  
たるというのが実情でございます。そ  
れほどまでの手数料を要して、登記をす  
る実益がきわめて薄いのでございま  
す。抵当権の設定者、あるいは債務  
者、債権者——債権関係の当事者で  
ございまして、弁済期の定めはよく  
知つておるはずでございます。問題に  
なりますのは、その不動産を取得する  
第三者の側におきましては、ある程度  
実益がないとも言えぬと思つたのでござ  
いますけれども、いま申し上げました  
ように、弁済期の定めと申すのが実際  
の運用の状況におきましては一種の気  
休めのような状態になっておきまし  
て、不動産の第三取得者に対し、それ  
が保護する役目を果たすというよう  
なこともほとんどない。ほとんど実益が  
ないといつてもいい状況なのでござ  
います。そういう関係でこの弁済期の定  
めの登記を廃止するのでございまして、  
この弁済期の定めが、非常に膨大な定  
めがされておきまして、先ほどか  
らもお話が出ましたが、登記所の職員  
の非常に過重な負担になっておきま  
すのみならず、申請人にとりましても、  
これが大きな負担なのでございまして、  
そういう関係で、この定めを登記をす

ることを廃したのでございまして。  
それから第二点は、合併の登記を簡  
素化した点でございますが、まず、合  
併の登記が行なわれる際に、何らか不  
正の手段でこの合併の登記がされる懸  
念はないかという点について申し上げ  
ますと、この法律案におきましては、  
合併の登記を申請する際には、その合  
併の対象となつておきます元筆の不動  
産があるわけでございまして、その不  
動産の登記権利書を添付して合併の登  
記を申請することにしておりま  
す関係で、ほんとうは所有者でない者  
が他人の不動産についてかかつて合併  
の登記をしようとする懸念は生じ  
ないと思はれるのでございまして、合  
併の登記それ自体は、そういうわけで  
違法な合併の登記がされるというおそ  
れはございません。それからまた、そ  
の合併の対象となつた元筆の不動  
産につきまして、登記に無効原因があ  
るといふような場合はどうなるかとい  
う点でございますが、まずこの合併の  
登記をいたしますと、元筆の不動産が  
登記されておきます登記手続は、閉鎖  
の手続をいたすことになりまして、この  
登記用紙が閉鎖されますと、これは二  
十年間保存する。保存期間は二十年間  
でございます。でありますから、もし  
元筆の不動産につきまして、たとえば  
所有権移転の過程におきまして不正が  
あつて、合併当時の所有名義人がほん  
とうの所有者ではないというやうな場  
合がかりにあるといたしますと、この  
救済手続はどうするかというこにな  
りますが、その場合には、一たん合併  
しました不動産につきまして、この問  
題になつて元筆の不動産を分割の  
手続をいたしまして、その合併による

所有権の登記が同時にこちらに移され  
てきますが、それを抹消いたしました、  
前の所有権の閉鎖されましたところの  
登記用紙から、前の所有権に関する登  
記用紙をこちらに移してまいります。  
それに実は無効原因があるわけござ  
いまして、それをさらに抹消いたしま  
して、そうしますと、その前の所有者の  
名義に回復になるわけでございますが、  
それが、それも閉鎖登記簿のほうでその結  
果ははっきりいたしておりますので、  
真正の所有者の名義に回復されること  
に相なるわけでございまして、このよ  
うに合併の登記手続を非常に簡素化  
いたしましたけれども、真正の登記上の  
権利者、真正の権利者の保護に欠ける  
ことはないというふうなことを考へてお  
るわけでございまして。

一回でもおくれた場合に分割償還の権  
利を失うわけだけれども、そういう  
ようなことから、ともすればやはり紛  
争が生じておるのが現実だと思つた  
ので。その点から見て、やはり抵当権を  
設定して債務者になつた債務者の保護  
という点においては、私はこれが全然  
実益がないものではないというのが実  
情ではないかという点から質問したの  
でありますけれども、確かにそういう  
支払い約款というやうなものまで全部  
登記することになれば、繁雑な  
ことになるので、繁雑さの点から見れば  
必ずしも債務者保護、抵当権の抵当物  
を提供した人の権利の保護という点に  
おいて将来問題が起る懸念がなきに  
しもあらずだ、このように考へて質問  
したのであります。この点は私の意見  
でありますから、実際にそういう借り  
入れ等を行なう場合の、いわゆる債務  
者のほうの注意と申すものを充実に  
せなければならぬということに結局帰  
着するかと思つた。

それから第二の問題については、二  
十年保存しておいて、もうそれ以上、  
あるいは二十年という間にも問題はな  
いということでありまして、高知市の  
問題で、市を相手に現在抗争中のもの  
につきましては、これは合併、ことに  
町村合併で市に移りまして、市がいわ  
ゆる管理という立場で登記をいたしま  
した関係の問題が現実の問題になつて  
おるわけなんです。したがつて、それ  
が登記簿の原本にどうなつておるか  
ということが現在訴訟で争われている現  
実のケースがあるわけなんです。私、いわ  
ゆる合併前の書類の保存期間について考

○田中委員 答弁はよろしゅうござ  
いまして、第一点の問題については、  
局長あるいはお金を借りたことにな  
いかわかりませんが、こまかいいわ  
ゆる弁済の規定あるいは契約というよ  
うなものについては、金融機関の場合  
でも、金を借りる者は、借りられれば  
いということ、あまりこまかいそう  
いう規定については承知しないで借り  
る。したがつて、分割払いの償還金が

それから第二の問題については、二  
十年保存しておいて、もうそれ以上、  
あるいは二十年という間にも問題はな  
いということでありまして、高知市の  
問題で、市を相手に現在抗争中のもの  
につきましては、これは合併、ことに  
町村合併で市に移りまして、市がいわ  
ゆる管理という立場で登記をいたしま  
した関係の問題が現実の問題になつて  
おるわけなんです。したがつて、それ  
が登記簿の原本にどうなつておるか  
ということが現在訴訟で争われている現  
実のケースがあるわけなんです。私、いわ  
ゆる合併前の書類の保存期間について考

○田中委員 答弁はよろしゅうござ  
いまして、第一点の問題については、  
局長あるいはお金を借りたことにな  
いかわかりませんが、こまかいいわ  
ゆる弁済の規定あるいは契約というよ  
うなものについては、金融機関の場合  
でも、金を借りる者は、借りられれば  
いということ、あまりこまかいそう  
いう規定については承知しないで借り  
る。したがつて、分割払いの償還金が

年間は保存するという点であれば、通常の場合は、かりに合併に伴う何らかの事故が起りましての場合において、それにさかのぼって調べる方法は残されているわけであり、通例の場合ならばそれで調べる道は残っているという点で了解できるのではないかと思います。この点で私の質問を終わります。

○濱野委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○濱野委員長 これより討論に入る順序であります。別に討論の通告もございませぬので、直ちに採決いたします。

〔賛成者起立〕

○濱野委員長 起立総員。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。ただいま可決せられました本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと思ひます。御異議、ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○濱野委員長 法務行政及び人権擁護に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますからこれを許します。横山利秋君。

○横山委員 うわさによりますと、日韓会談が不日終了される見通しがある

ということでありませぬ。本委員会は日韓会談の中の法的地位について重要な関心を持っております。昨年の二月十日、本委員会で中垣法務大臣は、在日朝鮮人には国籍選択の権利はなく、国籍は日韓会談によって最終的にきめられるものであるという趣旨の答弁をなさった旨私は承知いたしております。法務大臣は前大臣と同じようなものと考えてございませぬか、まず伺いたい。

○賀屋國務大臣 前大臣の御答弁のとおりであります。なお少し御説明申し上げたいと思ひます。

外国人の国籍につきましては、日本の政府がこれを決定するわけにはまいりませぬ。日本人ではない、外国人ではある、こういうことだけははっきりいたすわけでございませぬ。今度日韓会談が妥結したらどうなるかと申しますと、まだ会談は済んでおりませぬから、はっきり申し上げられませんが、ただいまのところ推測いたします。た

だいまのところ推測いたします。た、本人が韓国側を選択いたしましたして、韓国側がそれを認めた場合には韓国国籍ということがはっきりいたします。いまお話しのように会談できまるといのは、その意味を申し上げておるわけでございます。本人が韓国国籍を選択しませぬ場合、韓国が認めない場合には、それだけでは国籍は日本としては明らかでございませぬ。外国人ということも明らかでございませぬ。外国人ということも明らかでございませぬ。外国人ということも明らかでございませぬ。

能にある、国籍が明らかでない、かようになる次第でございませぬから、日韓会談によつてきまると申した意味はさうな意味だと考えております。

○横山委員 そうしますと、在日朝鮮人には国籍選択の自由がある、日韓会談によつて個々の朝鮮人の具体的な国籍がきまるわけではない、いわゆるルールがきまるのだ、こういうふうな大臣の御答弁を拝聴してよろしいですか。

○賀屋國務大臣 そう片づけられては困るのです。日韓会談の結果、永住権を与えられますについては、本人が韓国国籍を選択し韓国が認めたら、そういうふうになります。韓国

○横山委員 いま伝えられる法的地位について日本及び韓国の立場の相違がある旨聞きましてから、具体的に一つ一つ伺いたしたのでありますが、まず第一に永住権と称せられるもの、これはことばの意味をまず聞きますが、日本政府は永住権を与えるという立場に立っておるか。何か承れば協定在留権ということばが言われておるそうでありませぬ、正確にはどのことばをお使いになっておりますか。

○賀屋國務大臣 正確なことは、会談が成立して条約でもきまりましたら、はっきりすると思ひますが、私もいま内部の審議では永住権と言っております。

○横山委員 その永住権を付与される資格が、日本と韓国との間に主張の相違があるやに聞いておりますが、要するにミズリー号以前、つまり戦争前か

らおつた者で講和条約発効までおつた者、それからその生まれた子供というように資格について、日本と韓国との間に主張の相違がございませぬか。

○賀屋國務大臣 いまの問題は話し合ひ中でありまして、しっかりとしたこと、は申し上げられませんが、大体は戦争終結前までに日本に来ておつた在留朝鮮人でございませぬ。今日までと申しますか、日韓の今度の会談ができました条約がきまると引き続いて日本におつた人、その子供、孫も入るようになるかもしれませぬ。だんだん孫の時代にもなるかもしれませぬが、大体そういう考えで一致し得るものではないかと思つております。そこへいきま

か、いろいろ折衝はあつたようでございます。大体いまのような線に落ちつくのじゃないかと一応予測をいたしております。

○横山委員 条約締結までに生まれた子供及び孫でちよん、こういうのが日本政府の主張でございませぬか。

○賀屋國務大臣 大体さうでございませぬ。それらに与えられる永住権というものは一体どういふものであるか。伝えられるところによりますと、永住権については、従来の外国人よりも範圍を拡張して永住権による利益を与えるという話を聞いておりますが、永住権によつてもたらされる利益というものは何とお考えでございませぬか。

○賀屋國務大臣 永住権は、いまほかの在留外国人に対して条件がそつた場合にはこれを認めておるのであります。永住権はそういう性質でございませぬが、今度の在留朝鮮人と申しませぬ、それに永住権が与えられた場合には、従来の事実上の形態、つまり日本人として日本に長く在留しておつた、こういうふうな点も考えまして、永住権を得る資格につきましては、一般の外国人に永住権を与える場合よりは寛大と申しますか、条件を緩和したもので、たとえば独立の生計を営むだけの技術とか、あるいは財産を持つておる、そういうふうなことも条件にしないといふ、こういうふうな資格条件につきましては、永住権の内容はほかの場合と同じと思ひますが、これがいわゆる権利となるか事実上の利益となるか、その辺はまだしかと申し上げられませんが、たとえば生活保護の利益を受け得る、あるいは小学校、中学校、義務教育の学校に日本人と同じく授業料を払わないで入学し得る、こういうふうな現在の在留朝鮮人に認めておられます事実上の便宜、利益、恩恵と言つてはあつたことばは適當でないかもしれませぬが、そういうものは大体認めていきたい、こういう考えでございませぬ。

それらに与えられる永住権というものは、永住権とは申しますが、それが非常に犯罪を犯した場合とか、あるいは日本の利益を非常に害しますやうな場合には、やはり退去命令が出し得ることにはなるわけでございます。しかし、それにつきましても一般の場合よりは緩和していく。たとえば犯罪を犯しました場合でも、何年以上の罪という場合に、その年数をふやまして寛大にしていくとか、例の貧困とか独立の生計というふうな条件も緩和す

ざいませぬが、今度の在留朝鮮人と申しませぬ、それに永住権が与えられた場合には、従来の事実上の形態、つまり日本人として日本に長く在留しておつた、こういうふうな点も考えまして、永住権を得る資格につきましては、一般の外国人に永住権を与える場合よりは寛大と申しますか、条件を緩和したもので、たとえば独立の生計を営むだけの技術とか、あるいは財産を持つておる、そういうふうなことも条件にしないといふ、こういうふうな資格条件につきましては、永住権の内容はほかの場合と同じと思ひますが、これがいわゆる権利となるか事実上の利益となるか、その辺はまだしかと申し上げられませんが、たとえば生活保護の利益を受け得る、あるいは小学校、中学校、義務教育の学校に日本人と同じく授業料を払わないで入学し得る、こういうふうな現在の在留朝鮮人に認めておられます事実上の便宜、利益、恩恵と言つてはあつたことばは適當でないかもしれませぬが、そういうものは大体認めていきたい、こういう考えでございませぬ。

る、いろいろそういうような退去の条件も寛大にするというようなこともいって考えておりました、大体そういう方向にいくのじゃないかと思っておる次第であります。

**○横山委員** はつきりとほしません、要するに大臣の話によりますと、

他の長期に在留しておる外国人よりも、義務教育とか、あるいは生活保護法とか、あるいは資格を得る、独立生計を営む資産のあるなしというふうなものについて相当の緩和をするというように承りましたが、このほかたえば工業所有権とか、国家公務員になる資格とか、あるいは強制退去の条件を緩和するとか、そういうことも勘定に入っておるわけでありませうか。

**○賀屋國務大臣** いまの工業所有権や、それから日本人として必要な資格条件が非常にきぬものはむずかしいと思っております。しかし、退去条件が前にも申し上げましたように非常に緩和される、こういうことになると思っております。

**○横山委員** それは日本政府のお考えだと思っております、韓国政府はこの永住権の内容についてどういう主張をいたしておられますか。

**○賀屋國務大臣** これは交渉中でございますから、一々申し上げないほうがいいと思っております、大体いま申し上げましたような辺に落ちつくのではないかと、こういう見込みであります。

**○横山委員** 次に、強制退去の理由と称せられる中に、従来の強制退去の理由と區別をして、今度は四項目にしぼるといふふうには承っておるのではありませんか、この四項目の中に、日本の外交上不利な結果を招くような行為と

いうものが入っておりますか。入っておるとすればそれはいかなる内容を持つものでありますか。

**○小川政府委員** 私自身も法的地位の委員会の委員の一人になっておりますので、大臣にかわりましてお答えを申し上げます。

ただいま御指摘の、伝えられておるところの四つの項目について、退去強制事由をしぼっていくという中に、日本の重大な外交上の利益を害した場合には退去強制されるというふうな一項目が入っておりますのではないかと御質問でございますが、ただいま大臣からも申し上げましたように、一応いろいろな退去強制の事由につきまして日本側とずいぶん長い間折衝をいたしまして、おおむねのところはままとまっておりますが、ただいま御質問になりました重大な外交上の利益を害する場合同じのことにつきましては、先方の考え方も相当きびしいものもございまして、われわれも相当慎重に考慮しなければなりませんので、この点につきましてはまだ交渉中でございます。

**○横山委員** 日本政府が持ち出した四項目でありますか。

**○小川政府委員** この一つの事由につきましてはいろいろなきさつがございます、御承知と思いますが、例の二十四条にいろいろの退去強制事由が掲げられておりまして、最後に一般条項と申しますか、ゼネラル・クローズと申しますか、日本国の利益または公安を害したと認定される者という事項がございます。それを入れるか入れないかということにつきまして、先ほど申し上げましたように交渉を重ねてま

いった次第でございます、日本側か

ら申し出たとも言えまいしょうけれども、そういったゼネラル・クローズを入れるか入れないかという問題につきましては、韓国側からも強い要望があった次第でございます。

**○横山委員** 次に、協定の範囲でございますが、南朝鮮のほうは言うまでもなく国籍法によって全朝鮮が韓国国民であるという立場をとり、北朝鮮のほうは、また同時に法律をもって全朝鮮は朝鮮民主主義人民共和国国籍の者であるという立場をとっておることは言うまでもないことでありまして、この法的地位の協定をするにあたって、日本政府はそれらについていかなる立場をとっておるのでありますか。

**○賀屋國務大臣** 主として永住権等について話しております、その適用があるのは韓国国籍の人でございます。韓国国籍は先ほど申し上げましたようなことでございまして、外務大臣も始終申し上げておるよう、朝鮮という地域のうちで韓国の事實上支配権の及んでない地域、それはそういうふうな認識をしておりますが、ただいまの私どもの扱っております範圍内は、いま申し上げましたような協定で済むわけでございまして、特に地域問題を考慮してどうするという交渉の必要のところにはまだぶつつかっていないわけでありまして、一般論としましては、外務大臣そのほかからよくお答え申し上げます。

**○横山委員** それは向こうは在留朝鮮人のすべてはわが国民であるという立場を法律によってとっておるわけですか、こちらのほうは、いまあなたのお話によれば、その権限の及ばす地域であるから、南朝鮮の国籍を、南朝鮮の

国との協定、法的地位をとりきめようとしておるのであるという点について、双方の基本的立場が違つて、なおかつ交渉が可能だと私は思いませんが、それは明確に日本政府の主張が向こうにいつて、向こうも了承しておるのでありますか。

**○賀屋國務大臣** 韓国側で、これは自分の国籍だと申ししても、いまの永住権の登録の場合、本人が申請するわけでありまして、本人が韓国人だと言わない限りはそうならないわけでございます。本人がそう主張し、韓国側が認めない場合、それで差をつけたいと思っております。

**○横山委員** ここからが僕のきょう一番聞きたいところなんです、あなたのお話によれば、義務教育も受けさせる権利を持たせよう、それから生活保護も、いままでは権利ではないけれども、権利的な方向に向けよう、それから強制退去の条件も緩和しようというふうな、この永住権による利益というものは日本政府としてはきわめて広範に与えよう、具体的にはどうなるかわかりませんが、与えようとする気持ちはある。そこで在留朝鮮人約六十万が一定の期間内にその国籍登録をするということになるわけですね。もしも韓国籍に希望した者については、これらの永住権による利益が与えられる、もしも北朝鮮を希望した諸君に対しては、これらの永住権による恩恵が与えられない、こういうことに結果としてなるわけでございますか。

**○賀屋國務大臣** いま生活保護や義務教育の点は事実上の利益になりますか、はつきりどういふ権利の形になりますか、これはまだはつきり申し上げ

られないところでございます。事実上はそういう利益は受けられるということにはぜひひしいと思っておりますが、法律的規定のしかたは、いままだそうするかしないかはつきり申し上げる段階にはなっておりません。

それから国籍をはつきりすると申しますが、北朝鮮のほうははつきりしないのです。する方法がない。韓国側ははつきりしますが、片方は、これは北朝鮮だということをいまはつきりする方はございませぬので、それは現状のまま残る、こういうことになりませぬ。

**○横山委員** そのところは、はつきり僕に話してあなたの御意見を伺いたいのでありますから、結果論とあなたのお話と明確に分けて御答弁願わなければなりません。私のお伺いしておりますことは、それじゃ、協定発効後五年以内だと承っておりますが、五年以内に六十万の在留朝鮮人は永住権を取得したかったらば、国籍をひとつ申請しなさい、韓国籍を希望した者についてはこれらの永住権が与えられ、それによる利益の恩恵がおりますよ、北朝鮮を希望する諸君につきましては、これらの永住権及びそれに伴う利益は与えられませぬよ、こういう結果になるのですかと聞いておるのです。

**○賀屋國務大臣** そうはならないのです。韓国籍を申請して、韓国が認めたい者にはいまのような永住権の地位がはつきりいたします。それがたとえ五年なら五年の申請期間を置くとしても、その間に韓国籍で永住権を登録して、はつきりした場合は、やはり残

りませぬが、登録ということが残

りませぬが、登録ということが残

りませぬが、登録ということが残

りませぬが、登録ということが残

る者があると思ひます。自分は韓国人じゃないのだ、北鮮の人間だという人は登録しません。それは残ります。それから韓国籍だと思ふ人も、何かのぐあいで、うっかりしているとか、手続がわからなかったとかいうことで残る者もあります。そういうものは、やはり日本側から見まして国籍が確定しない、不明の者として残るわけでございませぬ。それに対しての処置は、またそういう状態になりましたときに適当に考へる。事實はどうかという、現在も、法的地位は確定してございませぬが、昭和二十七年の法律によりまして、この状態を続けていこうというこゝとで、生活保護も義務教育の学校入学も認めておきます。その状態が、はっきりするまではやはり続いていく、こういうふうに一応考へておきます。その確定は、一ぺん登録をしてみせんとわからないことで、またいろいろな点も変化がございませぬ。そのときの状態に適切なやり方をしていきたいと思います、こう考へておきます。

○横山委員 きわめて不適切だと私は思ふ。あなたはことばをあいまいにして、さあといつて私が質問をすると、いや、韓国籍を正確に取得しない人であつても、生活保護なり教育については引き続きやりますと云う。韓国籍を取得した者とそうでない者との區別と云うものをあいまいにしてしまわれるところが、先ほどの話は、永住権が正確に与えられるならば、あれもしようこれもしようと言つてゐる。明らかにその區別は、違ふのです。日韓協定によつて明らかに區別した違ふやり方がされる。北鮮籍を希望する人なり登録をしない人であつても、ゼロでは

ないということがあなたの意見によつてわかる。ゼロではないけれども、永住権を与えられて、韓国籍を所有した者については、今日よりもさらに法律上、協定上有利な処置がたまたまされるところであるならば、これはきわめてその違ひがはつきりするではないかといふことを私は言つてゐる。韓国籍を希望した者については永住権及びそれに伴う利益が供与されますよ、そのほかの人たちについては現状である、こういうことなんですよ、うねと云つて私は聞いてゐる。

○賀屋國務大臣 それは何ともしようがないのです。相手の国と国交がないのですから、そうして国交のある韓国籍を選択せざるを得ないのですから、これは何とかしろとおっしゃつたつてやういふことがない。決してあいまいにございませぬ。そういう立場の方にはそれで処理していくほかに、国籍不明の外国人として、しかもそれは前から日本に在留した人であることがわかつておられますから、それで事実上のいまのやうな利益はちゃんとそのままやつていこう。私ははつきりしてゐると思ふ。

○横山委員 わかりました。きわめて明白です。明白ですけれども、私はきわめて遺憾だと思ふ。なぜ遺憾かと言いますと、あなたもお気づきのはずであります。いま在日朝鮮人六十万人外について、南か北かという点はきわめて深刻な問題であります。もちろん南でもない、北でもないという中立の朝鮮人諸君もたくさんいる。そこに、いま日本と韓国とが話し合ひの上協定をして、韓国籍を取得した者に対しては永住権を与える、かつそれに伴う利

益を供与するということは、どういふ結果をもたらすか。韓国大使館なりあるいは日本政府の永住権に関する宣伝によつて、好むと好まざるにかかわらず、中立におる者あるいは北鮮籍にある者について韓国籍を申請するやうな誘導をする、そういう結果を政治的にあなたは考へなければならぬと思ふ。あなたに、それはおれの知らぬことだと言わせませぬよ。日本と韓国とが責任を持って協定をして、永住権並びにそれに伴う利益といふものを供与することを確定する以上は、それに伴つて在日六十萬朝鮮人諸君に対してPRが行なわれ、韓国籍を希望したものであるに利益が供与されるという宣伝が日韓兩國によつてなされるわけでありませぬ。これは自由な地帯に在る在留朝鮮人諸君に対して利益誘導をして、国籍選択の自由といふものについて事実上これを誘導するといふ結果にならないのか、そういうことはあなたまじめにお考へにならないのか。

○賀屋國務大臣 私の申し上げないことを御断定になっておる。何にもわが國は誘導いたしません。(結果として誘導しておるじやないか)と呼ぶ者あり)それは世の中はいろいろあるから、結果としてはそうなるかもしれませぬが、誘導する意思はないのです。そうしてただいまは北鮮と交渉することとはできない状態にあります。韓国とは交渉する。その結果そうなるだけで、何も日本が誘導するわけではない。それはあなたがそういう断定のもとに申されておる。誘導されるということには私は同意いたしません。

○横山委員 それはあなたは多年政治をやつていらつして、法律をつくらばその法律どおりだとおっしゃつても、その法律のもたらす結果というものを考へないはずはないと私は思ふ。もしもあなたが私の言う結果論を自分も承知しておるのだ、そういうことについて自分も予測しておるとおっしゃるならば、ああそうですか、意見は違ひますけれども、なるほどそれも一つの意見でしょうと私は言つておる。けれども、そういう結果に、おれはおれの知らぬこつち、おれはそんなことを全然考へてみたこともない、結果も想像したこともないといふことを言われたのでは、私は引き下がれないのです。

○賀屋國務大臣 それは韓国と日本が国交がございまして、それでいろいろ協定ができれば、その反射作用はいろいろございませぬ。それは国交のある國とない國と全く同じにしようといつても、それは無理な御注文じやございませぬか。

○横山委員 無理なことではないと思ひます。それでは私のよつて立つ基礎を申し上げますが、人権に関する世界宣言の十五條に「何人も、国籍を有する権利を有する。」「何人も、ほしいままに、その国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることではない。これは人権に関する世界宣言であります。そうしてベルサイユ條約におきましても、敗戦國の國民であつても、被保護領土におる國民であつても、この国籍に關してはきわめて嚴重な世界的なとりきめがあるわけでありませぬ。いま私が言ひたいことは、あなたは無理じやないかと言つたところ

で、事実上在留六十萬の朝鮮人は利益に誘導されるという結果になる。それは

は人権に關する世界宣言によるこの内容について、日本政府が無意識と言ひますか、私はあえて申し上げますと、意識的にこの利益誘導をやつて、韓国籍の在日朝鮮人をふやそうとする結果になるのではないかと。人権に關する世界宣言に對して違反をするのではないかと私は言ひたいのです。あなたは國交回復をしていないから無理じやないかとおっしゃるけれども、一体なぜ永住権といふものが本来与えられるのであるか。永住権は、日韓兩國の利益といふ以前に、この日本におります朝鮮人の諸君は、戦争前から日本人であつて、そして日本の生活に住みついておつて、そしていまや日本におつて普通の仕事をしておる。だから韓国籍であるうと北朝鮮であるうと、そういう歴史的な経緯にかんがみて永住権を与えるというのでしよう。いま日本と韓国と交渉して話が進まつたら

といふ以前に、日本の歴史的実情があるでしよう。ですから北朝鮮の人間といふよりも、あなたの先ほどおっしゃつたやうにゼロではないといふことにならうでしよう。永住権を与えるほんとうの基礎といふものが日本における在日朝鮮人の歴史的実情でしよう。それによつて考へられたことなのでありますから、南であるうと北であるうと、そんなことは一応は關係のないことだと考へるのが一番の基本的原理じやないかと、私はこう考へるのであります。日本と韓国とはいま國交を回復しようとする、したがつて、それらの國民を保護をする、その歴史的実情があるならば永住権も与へる、そこまでは、私も法的にいろいろの問題があるけれども、必ずしも否定しようとはしない。

も、必ずしも否定しようとはしない。



しかし、その結果もあなたは考えなければいかぬ。それによつて在日六十万朝鮮人諸君は五年以内に登録申請をし、韓国を希望するならば永住権による諸般の利益が与えられる、あとの諸君は何もしてやらないで、いままでどおりだけれども、新しい利益というものは何もしてやらないぞという結果というものをあなたはどういうふうにお考えですか。国交が回復していなくても、韓国籍を希望する諸君以外の諸君についても、永住権に対する利益を供与することにならざるを得ないことであるか、その方法は全然皆無であるか、それは思わないのであります。ものごとというものは、結果がどうなるかということをお考えに判断をなされなければ私にはだめだと思ふ。あなたは長年政治を担当していらつしやつて、その結果がどういふ結果をもたらすかということをお考えにならないはずはない。また、その結果を考へてやつたといふしなすならば、これはきつめて重要なことだと思ふ。

○賀屋国務大臣 世界人権宣言に反するということですが、反しはしないのです。北鮮の国籍を主張する人を否認するわけではないのです。それを無理に韓国入だというように日本が扱つたら、これはおかしいかもしれませんが、主張する者に対して、それを曲げるといふのはごいけませんから、人権宣言に違反も何もしておりません。近ごろよく日本は在留朝鮮人の扱いについて世界人権宣言に違反をしているとかいろいろ説がありますが、決して違反してはいない。それから、どうも条約と結ぶ相手がないからしかたがないでしよう。事実は同じように扱おう

と言つておる。だから、現在までも国内の扱いにおいて少しも違ひがなくやつております。それで今度そうしようと思つても、条約を相手と結ぶわけにいかない状態にあります。将来条約も結ばれるような時期がきましたら、話し合うということになりまして、それが、事実上そういうふうになりまして、これは、われわれは公平な上に好意を持った扱いだと思つております。それを認めて結ぶとおっしゃつても、どうもそれはちよつと飛躍しているのじゃないでしようか。

○横山委員 私、方法はいろいろあると思ふのです。国交が回復していながら永住権が与えられないということではない。それならば、なぜいま事実上の永住権を与えているかということとです。そうでしょう。事実上いま南も北も六十萬の諸君は永住権を持つてゐるではありませんか。そうでしょう。しかも、いま日韓交渉によつて永住権をそれよりも以上に与えるというのであれば、いままでの事実上の永住権をさらに全般的に引き上げるのが何が違法であるか、何が問題であるか、国交が回復してないのにいま事実上の永住権を与えているではないか。それは一休いかなる根拠に基づくものであるか。

○賀屋国務大臣 それは韓国側に対して、今度日韓交渉ができてきめられるまでは、はっきりしたものはできていない。ですから、これは両方の国交の状態その他によりまして、はっきり合意した上でできるのがあたりまえでございます。だから、それまでは暫定的に事実上やつてゐる。北鮮の人にもやつてゐる。将来国際關係がどうなりま

すか、その変化に応じて適切にきめていこう、こういう考えであります。

○横山委員 私が言うことを一つお認めになりなさい。兩國とも国交は回復してないけれども、事実上永住権を与えているというところをお認めになりました。それならば百尺竿頭一歩を進められないという理由はないじゃないですか。大臣よく考へていただきたいと思ふのは、率直に言つて、あなたは韓国びいきで、北朝鮮きらいかもしれませんけれども、六十萬の諸君に、ここ五年以内に日韓兩國とも事実上永住権を与えますから、それによつて利益がありますから、韓国籍を希望しなさいという事実上の宣伝誘導が行なわれまゝです。それをあなたは御承知でしょうね。そうすれば、今日国内に在留朝鮮人の諸君に対して、国籍選択の自由という大原則に対して影響を与えますよ。影響を与えることは当然です。そうすると、日韓兩國が協定によつて六十萬の諸君に心理的影響を与え、本来白紙で存する国籍選択の自由というものを侵すことになりま

すよ。それは承知でしょうねと言つてゐるわけですか。

○賀屋国務大臣 承知いたしません。そういう結果どういふことを考へるかというのとは本人の考へ方で、そんなことは国籍選択の自由を妨害するものでも何でもないのです。世界のどこに持つていつてもそんな解釈は起こらぬでしよう。

○横山委員 あなたはえらいえこじになつておつしやるけれども、私は冷静にひとつお考へになつていただきたいと思ふ。これによつて国籍選択の自由

を侵すことになると思ふのです。在日朝鮮人団体あるいは大韓民国居留民団、それがこの登録申請をめぐつて相當の紛争が起こることが予想される。それはまだしものことにして、在留朝鮮人諸君が、本来あるべき自分の気持ちというものをこれによつて阻害されるという結果をあなたが考へなさるぬことはない。だから、私は先ほども言ったのですけれども、これを平等に与えなせ悪いだらうか。あなたは悪いという理由を国交が回復してないからだとおつしやる。それなら国交の回復してない兩國に対して、暫定的といへども事実上の永住権を与えられてゐる理由は何かと言つて、あなたはそれに対してお答えなさい。

○賀屋国務大臣 いやお答えできません。北鮮側は今後もその状態に置こうというのです。だから一向差しつかえないじゃありませんか。今後とも同じ状態に置こう、それだから別に變りはないのであります。片方の南鮮のほうだつて、現在国交があつても、はっきり日韓交渉ができるまでは置いといたのですから、別に何にもそこに私は矛盾はないと思ふ。南北があつても矛盾いたしません。公平な扱いをしてゐると思つております。

○横山委員 いま大臣のお話によりまして、今後この状態に置こうと北鮮側が言つておるといふことは、何を証拠に言つておられるのですか。交渉でもあつたのですか。

○賀屋国務大臣 ちよつと御質問の趣旨がわかりませんので……

○横山委員 あなたはいま、今後この状態に置こうと北鮮側が言つておるとおつしやいましたが、それはいかな

る根拠によつてですか。

○賀屋国務大臣 いや、そういうことは申しません。もし言つたら私の言い間違ひであつて、北鮮側の人はいまと同じ状態に残るということを申し上げたのであります。

○横山委員 北鮮側の人は今後もそういうことを希望しておると言つたら……

○賀屋国務大臣 希望じゃないです。いまの現状ですつとおられる、こういうことを言つたんです。

○横山委員 北朝鮮の諸君が現状を認めると言つた、そういう立場におるとあなたは御測をしていらつしやるわけですか。

○賀屋国務大臣 ちよつとわからないです。

○横山委員 あなたのおつしやることもよくわからぬ。もう一べん正確に聞かしてくだささい。

○賀屋国務大臣 韓国籍を選択しない在留朝鮮人の方は、ちよつとどいまと同じような状態が続くと思ふ。しかし、将来何かの機会に、確定することができるといふ機会には確定した処置がとられましようが、それまでは事実上現在の状態が続く、こういうことを申し上げたのです。

○横山委員 それは北朝鮮及び北朝鮮を希望する人の意見ではなくして、そういう展望であるというお話のようですね。私は、大臣がいま日韓交渉の法的地位を確定されるに当たつて、こういう差別待遇が事実上行なわれる状況について、きつめて公平だ、自分のやつてゐることは公平だとお考へになるその基礎が私には全然わからないわけですか。事実上差別待遇が六十萬の諸君の



○賀屋國務大臣 そういふことは申し上げられないというのですよ。

○横山委員 なぜです。

○賀屋國務大臣 相手が違うのでありますから、国交があつて条約がある国と、その国民と、そうでない国民と、どこをさがしても差別があるかないか、いま申し上げたように、それは条約ができて、それに対して日本はどうか、いま申し上げて実行するかというところをまわりまわして、いろいろこまかいことはきまるので、いま申し上げたように、もともと日本人として長く日本におつて、そうして日本人の意思はどうかかわりませんが、桑港条約、その前にはいろいろ各国の協定、宣言もあつたかもしれせん。そういう結果國籍をとられた人から、實質的にはなるべく生活の本拠になつた日本で暮らせるようにしたい、こういう意味の基本的考え方では差別はないということをおし上げておられるのです。だから片方は法律で保障され、片方はないおしやれば、差別があるじやないかとおしやれば、それは差別ができるかもしれせん。基本的考え方は差別する気持ちはございせん。こういうことを申し上げておられるのです。

○横山委員 基本の考えは差別がない、えらいくどい言い方で恐縮ですが、率直に言います。私は初めからずつと順を追つて話を聞いてきたのですから、私の聞き方が悪かつたら、こういうふうなんだと一貫しておしやればいい。右かといつてきめていくと、左だ、それなら左だとはつきり言つてくれという、そうではない、こ

うおしやるものですか、話がややこしくなつてくる。それじや、日本政府の態度として正確にお伺いしたいのです。南であらうと北であらうと、できるならば日本政府の基本的態度として差別はしたくない、こういうふうな理解してよろしゅうございせんか。

○賀屋國務大臣 できるならばということが私、ちよつとわからないので、そういうあなたの方の言ひに、明確に言われますと、ことばの意義を一々法律的にきめてかからないと、また違つたと言われますと……大体の基本的考え方は前に申し上げた、この直前に御答弁申し上げたような考え方です。

○横山委員 できるならばということをおしやるといふこと、日本政府として基本的には、南であらうと北であらうと、いろいろ利益供与について差別はしない、こういうのが日本政府の基本的立場と理解してよろしゅうございせんか。

○賀屋國務大臣 それは人道的考慮に基づきまして、在日朝鮮人の生活その他を考ふる立場におきまして基本的に変りはないのです。

○横山委員 そうすると、これはあとと交渉が成立しました場合に、大臣のいまの御発言は非常に重要な話題に思ひますから、あらためて言うておきます。要するに大臣のお話、世界人権宣言その他からも徴して、南であらうと北であらうと、日本政府は差別をつけるつもりはない、これが日本政府の態度だ、こういうことですね。

○賀屋國務大臣 私の言つたことばとおりで御了解願ひましよう。あなたが言ひ直されるとまた違つたことになるかもしれせん。

○横山委員 私の言つた言い方が悪かつたならば、大臣の言い方でもよろしい。もう一ぺん恐縮ですが正確に、あいまいなことを言わないで、正確に大臣の、基本的な日本政府の態度をおしやつて下さい。

○賀屋國務大臣 先刻申し上げましたとおりであります。一々ことばじりをつかまえてあつたごうだ、これじや私は話し合ひにならぬと思ふのですよ。

○横山委員 委員長、恐縮ですが、いまの大臣の言われたことばを、ちよつと休憩して、議事録をひとつよこしてください。

○賀屋國務大臣 私もちよつと見せていただきたいと思ひます。

○濱野委員長 どうです。大体両方の気持、両方の考え方は……

○横山委員 合いません。ああいうあいまいな態度はないのです。自分の言つたことは二度と言わないというばかな態度がどこにありますか。私も率直に聞いて、何べんも大臣が言い間違ひがあつたら言つて下さい、それなら私の言つたことも撤回して大臣がどうぞ言つて下さい、こつ言つておられるに、さつき言つたことばを二度と繰り返す気持ちはないと申すなら、議事録をいただきます。

○濱野委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕  
○濱野委員長 速記を始めて。  
本日の議事はこの程度にいたしま

す。  
次会は来たる二十六日開会することとし、本日はこれにて散会いたしま

昭和三十九年三月三十日印刷

昭和三十九年三月三十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局